

Title	株券不発行会社における株主名簿の免責的効力
Author(s)	吉本, 健一
Citation	阪大法学. 2022, 72(1), p. 368-350
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88274
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

吉本 健一

- I はじめに
- II 問題の所在
- III 検討
- IV おわりに

I はじめに

2005年会社法の施行（2006年5月1日）前の商法（以下「旧商法」という）の下では、株式会社の株主名簿の記載・記録（以下、両者をまとめて「記載等」という）の効力として、対抗力、資格授与の効力（以下「推定力」という）および免責的効力（以下「免責力」という）の三つの効力があると説明するのが一般的であった。⁽¹⁾

このうち、株主名簿の対抗力は、会社とは無関係に変動しうる株主と会社との社团的法律関係⁽²⁾を、株主名簿を基準として集团的・画一的かつ迅速に処理するという株主名簿制度の本質的効力であって、株式を有効に取得した権利者（実質的株主）であっても、株主名簿にその氏名・名称および住所を記載等（以下「名義書換」という）しなければ、会社に株主資格を対抗できないとするものである。その反面、対抗力は実質的株主と会社との関係⁽³⁾においてのみ生じる効力であって、株主名簿上の株主（以下「名義株主」という）が実質的株主でない場合にも対抗力が生じるわけではない。株主名簿の推定力は、株式会社における株券発行原則の下で、株券の占有者が適法な権利者として推定される（株券占有の推定力。旧商205条2項）ことを根拠に、会社が株券占有者か

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

らの名義書換請求に応じた場合に、当該名義書換後の名義株主にも適法な権利者（実質的株主）としての推定が働くと解されている。その結果、名義株主は自己の実質的権利を証明することなく権利行使が認められ、会社も名義株主が実質的株主でない（無権利者である）ことを積極的に証明しない限り、その権利行使を拒むことができないことになる⁽⁵⁾。推定力は、形式的な株主名簿の記載等を基準に認められるから、それは名義株主が実質的株主であると無権利者であるとを問わず生じる。最後に株主名簿の免責力は、株主名簿の推定力を前提に、名義株主が実質的株主でなかった場合に、当該名義株主を株主として扱った会社の行為の瑕疵を、後述するような意味での会社の善意無重過失を要件として治癒させるものであり、名義株主が実質的株主である場合には関係がない。

ところが、会社法施行後は、株式会社は株券不発行が原則となり（会214条参照）、いわゆる非株券発行会社⁽⁶⁾における株式取得者からの名義書換請求は、当該株式取得者のみではなく名義株主（または相続人その他の一般承継人）と共同して請求することが原則となった⁽⁷⁾。そのことを受けて、学説上非株券発行会社の株主名簿の記載等の免責力を否定する見解（以下「免責力否定説」という）⁽⁸⁾が有力に主張されている。本稿は、非株券発行会社を含む株券不発行会社⁽⁹⁾の株主名簿の記載等の免責力の有無について検討するものである⁽¹⁰⁾。

II 問題の所在

（1）免責力の内容

（a）名義株主と実質的株主の不一致

まず、株主名簿の免責力の意義について確認しておこう。株主名簿は株式会社における株主と会社間の団体的法律関係を処理するための制度であるが、株主名簿の記載等によって実質的株主が決まるわけではないことは当然である。そして、その記載等の内容とくに株主の氏名・名称が実質的株主と一致することが予定されているものの、常に一致するとは限らないことも否定できない。そうすると、株主名簿上の名義株主と実質的株主が異なる場合に、名義株主を株主として扱った会社の行為がどのような効果を有するかという問題が生じる。

この問題は、名義株主と実質的株主の不一致が生じるケースを分ける必要がある⁽¹¹⁾。
る。

(b) 不一致が生じるケース⁽¹²⁾

(ア) 実質的株主の移動があったにもかかわらず、それに対応する名義書換がされないために不一致が生じるケース

名義株主が実質的株主であっても、その後譲渡等により当該株式が第三者に移転した場合には、新たな名義書換が行われるまでは名義株主と実質的株主の不一致が生じる。いわゆる失念株の問題が生じる契機である。この場合は、も⁽¹³⁾つぱら名義書換未了の問題として処理されることにほぼ異論はない⁽¹⁴⁾。

たとえば、株主 A が B に株式を譲渡した場合に、B は実質的株主であっても名義書換をしなければ会社に自己の株主資格を対抗できない（会130条1項）。それゆえ、会社は A が株式を譲渡して実質的株主でなくなったことに悪意であっても、A を株主として扱ってよい⁽¹⁵⁾。そして、A を株主として扱った会社は、他の利害関係者とくに B 以外の株主との関係においても、当該行為が正当であるとして有効性を認められると解される。以上は、A が実質的株主でない以上対抗力そのものではないが、B に対抗力がないことの反射的効力とみるべきであろう⁽¹⁶⁾。

ただし、名義書換未了の原因が会社の帰責事由によるときは、別論である。すなわち、会社による名義書換の不当拒絶や会社の過失による名義書換の遅滞の場合は、適法な名義書換請求がなされたにもかかわらず適切に名義書換が行われなかった結果、名義書換未了による不一致が生じているのであるから、信義則上会社は名義書換請求株主の対抗力がないことを主張することが許されず、この者は名義書換なくして権利行使が認められなければならない⁽¹⁷⁾。

(イ) 実質的株主の移動がないにもかかわらず、名義書換がなされたために不一致が生じるケース⁽¹⁸⁾

名義書換が実質的株主でない者によって請求され会社がこれに基づいて名義書換を行った場合にも、名義株主と実質的株主の不一致が生じるが、この場合当該名義書換はほんらい無効である。このような場合に、名義書換請求に応じたことおよび名義書換後の名義株主を株主として扱った会社の行為には瑕疵が

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

あることになる。しかし、株主と会社との関係を株主名簿を基準として簡易迅速に処理するという株主名簿制度の趣旨からすると、このような行為が実質的株主としての推定に基づきなされた場合であっても瑕疵あるものと取り扱われることは適切ではなく、その範囲では瑕疵がないものとして扱われる必要がある。このように名義書換がほんらい無効であっても、一定の範囲において株主名簿の名義書換およびこれに基づく会社の行為が瑕疵がないものとして扱われることを会社の免責という。

免責という効果は、一般法としても債務弁済の受領権限を外観上有する者に対する弁済が認められており（民478条）、名義書換の場面でもこのような一般免責法理の類推が認められる余地は⁽¹⁹⁾あろう。しかし、一般免責法理では免責要件が弁済者の善意・無過失とされるところ、集団的法律関係の簡易迅速な処理という株主名簿制度の趣旨に鑑み、従来からこれとは別の免責法理の適用が認められてきた。旧商法の下では、株式会社は株券発行が原則であることを前提に、有価証券一般の免責法理として手形法40条3項の類推適用が認められてきた。

そして手形法40条3項における免責要件における悪意・重過失（がないこと）は、取引開始時ではなく債務弁済時におけるものであることを反映して、証明可能性を考慮した意味で用いられる。すなわち、弁済義務を負う弁済者は、請求者が弁済受領権者でないことについて悪意であってもそれを証明できないときは敗訴を免れない立場にいることから、免責要件としての悪意・重過失は、請求者が弁済受領権者でないことを証明できることにつき悪意または重過失があること、という意味に解されてきた。ただし、従来は株券発行を前提とする限り手形法の類推適用は自然であったが⁽²⁰⁾、会社法の下では、現実に株券を発行している会社については妥当しても、株券不発行会社では類推に違和感があるかも知れない。しかしながら、手形法や民法のような債権者・債務者の二当事者間の利益調整ルールとは異なり、株主との集団的法律関係を簡易迅速に処理する株主名簿制度においては、より一層強く（会社の免責による）法律関係の安定が要請されることを考慮すると、株券不発行会社においても、会社の善意・無重過失に基づく免責を認めるべきではないだろうか⁽²²⁾。

(c) 免責の相手方

会社の免責が問題となるのは、第一に名義が書き換えられた実質の株主との関係である。上述した名義書換がほんらい無効である場合には、名義株主を株主として取り扱った会社の行為に瑕疵があるが、それは株主として扱われるべき実質の株主の権利行使を妨げその利益を害していることになるから、会社は実質の株主に対し損害賠償等の法的責任を負う可能性がある。会社の免責はこのような会社の行為が適法なものと評価され、その結果実質の株主に対する法的責任を免れさせる効果を生じる。

第二に、株主と会社間の社团的法律関係を反映して、実質の株主との関係において会社の行為に瑕疵がないとされると、利害関係者とくに他の株主との関係においても、当該行為が適法であるとされる効果が生じる。たとえば、株主名簿上の名義株主が議決権行使をした結果成立した総会決議にも取消事由等の瑕疵はないこととなる。⁽²³⁾この第二の効果は、実質の株主に対する免責の反射的效果であるとも見ることでもできるが、これを広く免責力に含めることもできであろう。

いずれにしても、この第一の免責力と第二の免責力の効果は連動し、同一の範囲で認められなければならない。なぜならば、第一の免責が認められるのであれば、他の株主との関係においても会社の行為に瑕疵はないはずであるし、第一の免責が認められないのであれば、それは他の株主との関係においても会社の行為に瑕疵があるといわざるをえないからである。

(2) 学説の状況

(a) 免責力否定説

株券不発行会社の株主名簿の記載等に免責力を否定する立場は、名義書換が占有者の権利を推定する効力がある株券の呈示（提示）を受けてなされるものではないことを理由に挙げる。⁽²⁴⁾この立場は、株券不発行会社における名義書換請求自体が権利推定力を有しないとされるので、当該名義書換行為にも免責を否定することになるろう。

(b) 免責力肯定説

学説の比較的多数は、株券不発行会社の株主名簿の記載に免責力を認める。⁽²⁵⁾

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

その中で、この問題を比較的詳細に検討された久保田安彦教授は、肯定説の根拠を以下のように述べる。⁽²⁶⁾

まず、否定説に従うときは、株券不発行会社の株主名簿制度の存在意義が失われかねず、また株主名簿上の記載に権利推定力も否定されることになるが、株券不発行会社の中には上場廃止になった会社をはじめ、多数の株主を抱える会社も存在するから問題は小さくないとされ、次に株券不発行会社の場合にも、①厳格な名義書換請求手続規制を用意し、無権利者による請求を排除しようとしていること、②この結果、法定の手続が踏まれる場合は、真の権利者による名義書換請求である可能性が極めて高いから、事実上、株主名簿上の株主となった者も適法な株主であると推定され（株主名簿の権利推定力）、③かかる事実上の権利推定力を基礎に、手形法40条3項が類推適用される結果、株主名簿の免責力が認められる、とされる。⁽²⁷⁾

Ⅲ 検 討

（１）理論的検討

（a）株式取得者（名義書換請求者⁽²⁸⁾）の実質的権利の推定力

前述のように、免責力否定説は、株券不発行会社において名義書換を請求する株式取得者は、株券占有のような権利推定効がないことを理由に、株主名簿の免責力を否定する。⁽²⁹⁾この理由付けからすると、株式取得者が法定の手続に従って名義書換を請求しても権利者としての推定力がないことになる。したがって、このような名義書換後の株主名簿の記載等にも推定力を否定することになり、⁽³⁰⁾その結果免責力も否定されるのであろう。しかし、免責力否定説の中には、株主名簿の推定力を肯定する見解もある。⁽³¹⁾その理由は、①そのような扱いが集団的事務処理の簡素化という株主名簿制度の目的に適合すること、②株券不発行会社の場合は株主名簿の名義書換請求が法が定める厳格な手続（会133条2項、会社則22条）に従っておこなわれること、を挙げている。

そこで、株券不発行会社における株式取得者（名義書換請求者）に実質的株主としての推定力が認められるかが問題となる。その際株券不発行会社では、

株券を発行している会社とは異なり、株主名簿上の名義株主が実質的株主ないし形式的資格者であることおよびこの者からの株式の移転という二段階の証明が問題となる⁽³²⁾。これを明らかにするためには、会社法が定める株券不発行会社における名義書換請求手続の構造を分析する必要がある。

(b) 名義書換請求手続の分析

株券不発行会社における名義書換請求は、原則として株式取得者と名義株主⁽³³⁾（またはその一般承継人。以下同様）が共同して行うこととされ（会133条2項）、これ以外に株式取得者が単独で行う場合として、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合が規定されている（会施則22条1項各号）。

まず、株式取得者が名義株主と共同して名義書換を請求する場合は、名義株主の株式の移転意思が確認できるから、名義株主から株式取得者への株式の移転が証明されたものと一応評価することができる。しかし、この場合に、名義株主が実質的株主であることまでも証明されたことにはならない⁽³⁴⁾。また、名義株主から株式取得者への株式の移転の証明も、名義株主の意思が有効かつ真実であることが前提であって、株式の移転行為が無効であるとか名義株主の意思が真実でない（委任状の偽造などの）場合も可能性として否定できないとすれば⁽³⁵⁾、株式取得者が実質的株主であるかについては不明である⁽³⁶⁾。

次に、会社法施行規則22条では1項が株券不発行会社を対象とするが、その1号ないし5号および10号と6号ないし9号および11号は、名義書換請求の手続構造およびその効力において異なるグループに分けることができる。まず、1号ないし5号に基づく請求は、名義株主の協力が必ずしも得られないおそれがあり、しかも名義株主からの株式の移転を証明する資料がある場合で、当該資料が会社法の原則である株式取得者と名義株主との共同請求における名義株主の意思に代わるものと位置づけられる。その反面、共同請求の場合と同様に、これらの資料は名義株主が実質的株主であるか否かには関係せず、また当該資料の真実性も完全なものではないとすれば、名義株主および株式取得者が実質的株主であることまでも意味するものではない。次に、10号に基づく請求は、かなり複雑である。10号が想定するのは、株券発行会社において株券の交付を

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

受けた株式取得者が名義書換前に株券を喪失して株券喪失登録をした後に、当該株券発行会社の定款変更により株券を廃止する効力が生じ（非株券発行会社となった）、その後株券喪失登録日の翌日から1年が経過したケースである⁽³⁸⁾。この場合に株式取得者は名義書換請求ができるが、しかし、株券喪失後定款変更により株券が無効となる（会218条2項）前に、第三者が株券の善意取得（会131条2項）により実質的株主となる可能性は否定できない。そして株券喪失登録日の翌日から1年経過しても善意取得による実質的株主の地位は奪われ⁽³⁹⁾ないと解されるから、株券喪失登録者が取得する地位は株券占有者としての形式的資格にすぎない⁽⁴⁰⁾。したがって、10号に基づく株式取得者の請求により名義書換がなされても、名義株主としての地位を取得するのみである点は、1号ないし5号の場合と同様である⁽⁴¹⁾。以上に対して、6号ないし9号および11号に基づく請求は、名義株主が実質的株主であるか否かを問わず⁽⁴²⁾、株式取得者は当該株式取得原因となる行為により、実質的株主としての地位を承継取得するものと解される⁽⁴³⁾。すなわち、これらの場合には、株式取得者は当該行為の法定の効果として名義株主ではなく実質的株主の地位を承継取得するに至る⁽⁴⁴⁾。

さて、このような理解を前提とすると、株式取得者が6号ないし9号および11号に基づき名義書換を請求する場合（以下「第一のグループ」という）には、株式取得者が実質的株主であることの証明があるものとして名義書換がなされることになる。したがって、名義書換後の名義株主（株式取得者）は、実質的株主であり、かつ名義株主として対抗力および推定力が認められる。これに対して、株式取得者が名義株主と共同して名義書換を請求する場合および1号ないし5号に基づき名義書換を請求する場合は、名義株主からの株式の移転については証明があると一応評価されるものの⁽⁴⁵⁾、名義株主が実質的株主であるとの証明があるとまでは評価できず、したがって株式取得者も実質的株主であるとは評価できない。また、株式取得者が10号に基づき名義書換を請求する場合も、いったん名義株主からの株券の交付による株式の移転があったと証明できたと評価できるとしても、名義株主が実質的株主であったかどうかあるいは株式取得者の株券喪失後善意取得者がいないかどうかは不明であるといわざるをえない。そうすると、結局株式取得者が名義株主と共同して名義書換を請求する場

合ならびに株式取得者が1号ないし5号および10号に基づき名義書換請求をする場合（以下「第二のグループ」という）には、株式取得者が実質的株主としての証明をすることなく名義書換を請求することを認めていることになる。そこで、名義株主が無権利者であった場合には、名義書換請求をする株式取得者には株券占有のような推定力はないから、名義書換に応じて会社にも免責は認められないこととなり、したがって名義書換後の名義株主（株式取得者）を株主として扱った場合も免責されないというのが免責力否定説の立論であろう。

しかし、第二のグループの場合に、株券占有という推定力のない名義書換請求に応じた会社が無責されないとすると、会社は株式取得者が実質的株主であることを確認する必要があるが、会社はこれらの法定の手続に従った名義書換請求に対し、なお株式取得者が実質的株主であることの証明を求める（証明がない場合は名義書換を拒否する）ことができるのであろうか。この結論は、名義書換請求につき会社法および会社法施行規則が厳格な手続を定めていることに合致しないと思われる。また、株式取得者としても名義株主が実質的株主であること（10号の場合にはこれに加えて株券喪失後善意取得者がいないこと）を証明することは困難である場合も容易に想定される。そうすると、これらの場合に会社は法定の手続に従った名義書換請求を拒否できないと解さざるをえないと思われるが、実質的株主としての証明がないにもかかわらず名義書換請求を拒否できないという結論を導くには、その前提として株式取得者に何らかの実質的株主としての資格推定力を認めざるをえないのではなかろうか。そしてそれは、さらに株主名簿の名義株主⁽⁴⁶⁾に実質的株主としての推定力を認めることが前提となってくる。それでは、株券不発行会社の株主名簿上の名義株主について、実質的株主としての推定力はどのようにして根拠づけられるであろうか。

(c) 会社による株主名簿の記載等および第1回目の名義書換

会社が設立時および成立後に株式を発行した場合ならびに自己株式を処分した場合には、その株主名簿に当該株式に係る株主の氏名・住所等の株主名簿記載事項（会121条）を記載等しなければならない（会132条1項）。また、会社が株式併合および株式分割をした場合にも、同様に株主名簿記載事項を記載等

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

しなければならない（同条2項、3項）。さて、この会社が特定の株式について最初に行う株主名簿の記載等にも対抗力および推定力は認められるであろうか。この問題はあまり論じられていないが、対抗力は当然認められるであろう⁽⁴⁷⁾。また、推定力も認められると解される。会社が自主的に株主名簿に株主として記載等したにもかかわらず推定力がないとすると、名義株主は権利行使に際してその実質的権利の証明を要することとなり、株主名簿の意義が失われるから⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾である。

そうすると、会社により最初の株主として株主名簿に記載等された名義株主から株式が移転し、第1回目の名義書換請求が行われる際には、株券不発行会社でも当該名義株主に実質的株主としての推定が働くことになる。そこで、第1回目の名義書換請求が第二のグループの法定の手續に従ってなされる場合に、名義株主には実質的株主としての推定力が働き、株式取得者は名義株主からの株式の移転が証明されたものとして同様に推定力が働くから、会社は名義株主または株式取得者の無権利を証明しない限り、当該名義書換を拒否できないと解される。その結果、当該名義書換請求に応じて会社が名義書換を行った後の株主名簿の記載等にも推定力が働くことと解してよいのではなからうか。そして、会社は当該名義書換後の株主名簿の記載等に従って名義株主（株式取得者）を株主と扱うことにつき、仮にこの者が無権利者であった場合でも、悪意・重過失がない限り免責されることになると解される⁽⁵⁰⁾。以上のことは、第2回目以降の名義書換についても、同様に妥当するであろう。

このようにして、株券不発行会社においても、その株主名簿の記載等には（名義書換が第一のグループによるか第二のグループによるかを問わず）株主資格についての推定力および免責力があると解すべきである⁽⁵¹⁾。

（2）実質的妥当性

免責力否定説は、その実質的妥当性においても問題が少なくない。

まず第一に、株主名簿の推定力および免責力の両者を否定する立場では、会社は株主名簿の記載等を信頼することができないから、株主の権利行使に際してその実質的権利の証明を求めざるをえない。しかし、このことは株主名簿の意義をほとんど失わせるに等しい。継続反復的な権利行使の機会がある株主会社

間の法律関係の処理において、権利行使の都度株主に実質的権利の証明を求めらるのであれば、株主名簿の存在意義はないことになるからである。また、会社から積極的に株主に働きかける必要がある株主に対する通知・催告の場合（会126条1項）や配当財産の交付（会457条1項）の場合に、会社は誰を株主として扱うべきか困難な状況に陥るおそれがある。株主名簿の記載等に免責力がないとすると、無効な名義書換があればほんらい（これらの条文がなければ）実質的株主に対して通知・催告や配当財産の交付をすべきところ、これらの条文によれば、会社は推定力を有しないはずの株主名簿上の名義株主に対して通知・催告や配当財産の交付を命じられることになるからである⁽⁵²⁾。さらに、非株券発行会社の株主は株主名簿記載事項証明書の交付・提供を請求することができるが（会122条）、株主名簿の記載等に実質的株主としての推定力がないとすると、単に株主名簿上の名義株主であるという事実にとれほどの意味があるのか、疑問に思われる⁽⁵³⁾。

第二に、株主名簿の推定力を肯定しつつ免責力を否定する立場では、会社は名義株主による権利行使に際し、この者が無権利者であることを証明しない限りその権利行使を拒むことができない。それにもかかわらず、仮に当該名義株主が実質的株主でなかった場合は免責されないことになり、このことは会社に酷な結果となろう。会社は一般免責法理（民478条）に基づく免責を受ける余地はあるが、善意無過失を要件とする免責では、集団的法律関係の簡易迅速な処理という株主名簿の趣旨からは不十分であることは上述したとおりである。

IV おわりに

以上、株券不発行会社における株主名簿の免責力の有無について検討し、推定力および免責力を認めるべきであるとの結論に達した。推定力および免責力を否定することは、株主との社団的法律関係の簡易迅速な処理を混乱させるおそれがあり、株券不発行会社における株主名簿の意義を著しく損なうからである。しかし、この問題は、株券不発行会社としてどのような会社をイメージするかにも依存している。株券不発行会社においては株式がほとんど流通せず、

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

したがって会社および株主間において誰が実質的株主であるかについて共通認識があるような会社を想定すれば、株主名簿の推定力および免責力を否定しても、あまり実害はないかも知れない。⁽⁵⁴⁾ 免責力否定説は、そのような認識に立っている可能性もある。しかし、株券不発行会社であってもそのような会社ばかりとは限らないとすれば、やはり株主名簿の推定力および免責力を否定することは、株主との社团的法律関係の処理実務に混乱を生じさせるおそれがあるといわざるをえないであろう。

- (1) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版注釈会社法(3)』(有斐閣、1986年) 168-169頁〔松岡誠之助〕、同編『新版注釈会社法(4)』(有斐閣、1986年) 11-12頁〔西島梅治〕など。
- (2) 株主と株式会社との間の法律関係は、一般的な二当事者間の法律関係に比して社团的特性を有する。具体的には、株主の集団性、法律関係の継続性・権利行使の反復性および株主と会社の双方向性(会社が株主からの権利行使に受動的に対応するだけでなく、積極的に株主に働きかけることを要する(会126条1項、457条1項参照)場面がある)という特性である。とくに双方向性の観点から、会社が適時に全株主を把握し迅速にアクションする場面において、株主名簿の重要な機能が発揮される。
- (3) したがって、株主が自己の実質的権利を証明しても、会社はその権利行使を拒否することができる。この会社に対する対抗力は、名義書換により付与されるものではなく、ほんらい実質的株主が有する対抗力が制限された状態から名義書換により対抗力を回復すると説明する見解があり(山本為三郎『株式譲渡と株主権行使』(慶應義塾大学出版会、2017年) 22頁)、注目される。
- (4) 旧商法226条1項本文参照。平成16年改正商法により、定款に株券を発行しない旨を定める会社(株券廃止会社)が認められた。旧商法227条1項。
- (5) 以上の名義株主の実質的株主としての推定効と名義株主による証明なしの権利行使効を分けて理解する見解もある。伊藤靖史「株式：株式の譲渡方法・株主名簿」法学教室481号(2020年) 59頁注27)参照。
- (6) 会社法上株券発行会社とは、その株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨の定款の定めがある会社と定義される(会117条7項括弧書き)から、現実に株券を発行していなくても定款に当該定めがあれば株券発行会社となる。定款に当該定めがない会社は、非株券発行会社と呼ぶのが適当である。
- (7) より正確には、株式取得者と名義株主の共同による名義書換請求は株式会社全

体を対象とする原則であり（会133条2項）、その例外として会社法施行規則22条があるが、同条2項が株券発行会社における名義書換請求手続の特則と位置づけられる。また振替株式発行会社の株主名簿制度には、会社法上の株主からの名義書換請求手続に関する規定の適用が排除されている（振替法161条1項）。

- (8) 代表的見解として、江頭憲治郎『株式会社法』（第8版、有斐閣、2021年）177-178頁、211頁注(8)、213頁、酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法(2)』（中央経済社、2008年）257頁〔北村雅史〕。そのほか、稲葉威雄『会社法の解明』（中央経済社、2010年）334頁、奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代編『新基本法コンメンタル会社法1』（第2版、日本評論社、2016年）273頁〔志谷匡史〕、鳥山恭一「株式の譲渡および株主名簿の記載の効力」鳥山恭一＝福島洋尚編『商法演習Ⅰ会社法』（成文堂、2020年）42頁、黒沼悦郎『会社法』（第2版、商事法務、2020年）204頁、弥永真生『リーガルマインド会社法』（第15版、有斐閣、2021年）93頁。今井克典「株主名簿の名義書換えの効力と記載・記録の効力」法政論集263号（2015年）31頁も参照。
- (9) 会社法上の株券発行会社（会117条7項括弧書き）には、定款に株券を発行する旨を定めながら実際には株券を発行していない会社も含まれる。そして、株券発行会社は株式発行後遅滞なく株券を発行しなければならない（会215条1項）、このことを前提に株券発行会社の株式譲渡はその株券を交付しなければ効力を生じず（会128条1項）、株券発行前の株式譲渡は株券発行会社に対し効力を生じないとされている（同条2項）。しかし、株券発行会社でも株券の発行を不当に遅滞している場合には、株主は意思表示のみで株式を譲渡することができ、会社は株式譲渡を否定しえず譲受人を株主として遇しなければならないと解される（最大判昭和47年11月8日民集26巻9号1489頁）から、株券を発行していない株券発行会社でも会社との関係で有効な株式の譲渡が生じうる。この場合の名義書換手続は、会社法133条2項および会社法施行規則22条1項に従うことになろう。したがって、本稿では非株券発行会社（振替株式発行会社を除く）に加えて、株券発行会社でありながら株券発行を不当に遅滞している会社を含む趣旨で株券不発行会社の用語を用いる。上述の免責力否定説は、株券発行遅滞の株券発行会社を含むかについて明示的ではないが、その理由付けからすると当該会社を含むものと解される。なお、旧商法上は定款に株券不発行の定めがない限り株券発行義務があったものの、現実に株券不発行の会社は少なくなかった。会社法施行後、このような会社は定款に株券発行の定めがあるものとみなされる（整備法76条4項）から、株券発行会社で株券を発行していない会社は依然として少なくないと推測される。
- (10) 株券不発行会社の中には、小規模な閉鎖会社で株主名簿と評価できるような帳

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

簿が作成されていない会社や株主名簿があっても信頼性に欠ける会社も少なくない。このような会社については、本稿の考察は妥当しない。しかしながら、株券不発行会社であっても、常に株主名簿が存在しないわけではなく、株主名簿と評価しうるような帳簿を有する会社もあると思われる。

- (11) 久保田安彦『会社法の学び方』（日本評論社、2018年）35-36頁、山本・前掲注（3）8頁参照。なお、関俊彦『会社法概論』（全訂第2版、中央経済社、2009年）93-95頁も参照。
 - (12) 不一致には、名義の不一致のみならず保有株式数の不一致も含まれる。
 - (13) 実質的株主の移動が先行しその後名義書換が行われるから、この不一致は常に生じうる。ただ、この不一致は名義書換により短期間で解消することが想定される。しかし、名義書換は株式取得者の権利であっても義務ではないから、名義書換がなされないまま不一致が長期間継続するケースも少なくなく、失念株の問題が生じることとなる。
 - (14) 久保田・前掲注(11)36頁。
 - (15) 江頭・前掲注(8)208頁、北村・前掲注(8)257頁、久保田・前掲注(11)36頁、田中亘『会社法』（第3版、東京大学出版会、2021年）114頁。この場合に、会社がAの無権利を証明してAを株主として扱わずに、名義書換未了のBを株主として扱うことができるかという問題があるが、これを肯定すべきである。株主名簿の記載等は株主資格の対抗要件にすぎないからである。最判昭和30年10月20日民集9巻11号1657頁。
 - (16) これを免責力の問題と捉える見解もあるが（山本・前掲注(3)9頁、45頁、龍田節＝前田雅弘『会社法大要』（第2版、有斐閣、2017年）271頁）、疑問である。島田志帆「株券不発行会社における株主名簿の記載の効力」立命館法学2018年2号277頁。なお、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』（第2版、有斐閣、2015年）189頁〔伊藤雄司〕も参照。
 - (17) 最判昭和41年7月28日民集20巻6号1251頁、最判昭和42年9月28日民集21巻7号1970頁。この場合も、株主名簿の記載等がない以上名簿に基づく推定力はないから、名義書換請求株主は権利行使に際し実質的株主であることの証明が必要となるが、これに代えて名義書換の不当拒絶があったことを証明することでもよい。山本・前掲注(3)25-26頁参照。
 - (18) 実質的株主の移動があっても、何らかの理由でそれとは異なる名義書換がなされた場合も含まれる。
 - (19) 葉玉匡美編著『新・会社法100問』（第2版、ダイヤモンド社、2006年）225頁、来住野矢「株主名簿制度の法理(2)」法学研究94巻8号（2021年）26頁。伊藤・前掲注(16)192頁注(19)も、悪意・重過失なき免責を否定しつつ、名義書換に応
- (阪大法学) 72 (1-355) 355 [2022.5]

じたことに過失がない会社は免責されるとする。

- (20) 北村・前掲注(8)256頁、久保田・前掲注(11)37頁。
- (21) もっとも、現在では民法520条の20および520条の10を類推することも考えられる。
- (22) 旧商法上の議論でも、株主名簿の免責力の根拠として株券という有価証券法理に求める立場のほか、株主の変動に対応するための集団的法律関係の簡易迅速な処理という株主名簿の目的を挙げる立場も有力であった。江頭憲治郎「株式の名義書換」上柳克郎ほか編『会社法演習Ⅰ』（有斐閣、1983年）98-99頁参照。後者の立場からすると、条文上の根拠をどこに求めるかはともかく、有価証券としての株券が存在しなくても、会社の善意・無重過失による免責を認めることは、それほど不合理でないとも考えられる。なお、後掲注(27)参照。
- (23) 北村・前掲注(8)256頁、久保田・前掲注(11)36頁。
- (24) 江頭・前掲注(8)177-178頁、211頁注(8)、213頁、北村・前掲注(8)257頁。
- (25) 久保田・前掲注(11)41頁、山本・前掲注(3)8頁、江頭憲治郎＝門口正人編集代表『会社法大系(2)』（青林書院、2008年）130頁〔渡邊光誠〕、大隅健一郎＝今井宏＝小林量『新会社法概説』（第2版、有斐閣、2010年）126頁、服部育生「株主名簿の名義書換え」法学研究（愛知学院大学）55巻1・2号（2014年）207頁（ただし、230-231頁）、青竹正一『会社法』（第5版、信山社、2021年）130頁。なお、前田庸『会社法入門』（第13版、有斐閣、2018年）268頁は、株主名簿の推定力を指摘されるが、免責力について明言はない。
- (26) 久保田・前掲注(11)41頁。高橋美加ほか『会社法』（第3版、弘文堂、2020年）68-70頁〔久保田安彦〕も同旨。
- (27) 久保田・前掲注(11)41頁。なお、久保田教授は、振替株式の場合を含む株券不発行会社の場合には、証券が発行されない点を重視して手形法40条3項ではなく、民法478条を類推適用して、悪意・過失がない場合に会社の免責を認めるべきとする解釈（葉玉・前掲注(19)225頁）に対し、①株券不発行会社の場合と株券発行会社の場合との均衡を重視すべきであると考えられること、②とりわけ、株券発行会社から株券不発行会社に移行した会社では（現在の上場会社の多くはそうである）、株券発行会社のときにだけ名義書換が行われた株式と株券不発行会社になってからも名義書換が行われた株式が混在しているところ、これらの株式の権利行使について会社の免責の要件が異なるのは不合理であること、③手形法40条3項の趣旨の核心は、権利者と推定される者の請求に応じて権利行使させた者を保護することにあると理解すれば、証券が発行されていないことは同項の類推適用にとって決定的な障害とまではいえないこと、に鑑みると、民法478条ではなく、手形法40条3項の類推適用によるべきであるとされる。久保田・前掲注

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

- (11)42-43頁。
- (28) より正確には、株式を取得したと主張して名義書換を請求する者である。
- (29) 前注(24)参照。
- (30) 山下友信編『会社法コンメンタール(3)』(商事法務、2013年)343頁〔伊藤靖史〕、神田秀樹編『会社法コンメンタール(5)』(商事法務、2013年)226-227頁〔大塚龍児〕参照。
- (31) 北村・前掲注(8)255頁。
- (32) 株券を発行している会社の名義書換請求の場合には、株式取得者の株券占有自体に権利推定力が認められるから(会131条1項)、名義株主が実質的株主ないし形式的資格者であるかは問題とならない。それゆえ、株券提示による単独での名義書換請求が認められる(会社則22条2項1号)。
- (33) この一般承継人は、名義株主からの株式取得者が名義書換請求をする前に名義株主につき一般承継が生じた場合と、名義株主から一般承継により株式が移転した後に、さらにこの一般承継人から第三者(会社法にいう株式取得者)に株式が移転した場合を含むと解される。後者の場合は、当該一般承継人は、自己への名義書換を請求することができる(会社則22条1項4号)ところ、一般承継人への名義書換を省略し、直接第三者への名義書換を認める趣旨である。名義書換未了の株式取得者(この場合は一般承継人)は会社に対する対抗力を有しないが、名義書換請求権を行使する限りでは会社に対する株主資格を有するからである。
- (34) ここで名義株主が実質的株主でない場合は、名義株主が名義書換時から無権利者であるケースであって、名義株主が株式を第三者に譲渡して実質的権利を喪失したようなケースは含まれない。後者のケースは名義書換未了の問題であり、二重譲渡等の場合は対抗問題として処理される。
- (35) 名義株主との共同請求の場合に委任状が偽造されたケースにつき検討するものとして、伊藤・前掲注(5)59頁参照。
- (36) 株式取得者が実質的株主となるかは、名義株主が実質的株主であったかおよび名義株主から株式取得者への有効な株式の移転があったかに依存する。
- (37) 形式的には、会社法施行規則22条1項は、株券発行会社および不発行会社の両者を対象とするが、同条2項が(株券を発行している)株券発行会社の特則を定めているため、結果的に同条1項は株券不発行会社に適用される。
- (38) 株券喪失登録簿の制度は、株券発行を廃止する定款変更から1年を経過していない会社にも適用され(会221条1項第1括弧書き)、株券喪失登録者が名義株主でない場合には、株券所持者から登録抹消の申請(会225条)がないかぎり、株券廃止の定款変更が効力を生じても、株券喪失登録は抹消されずにそのまま維持される(会227条対照)。大塚・前掲注(30)312-313頁参照。

- (39) 酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法(3)』(中央経済社、2009年)203頁〔瀬谷ゆり子〕、大塚・前掲注(30)277頁。
- (40) 厳密には株券発行会社ではなくなっているので株券は再発行されず、かつて株券占有者であったとして名義株主となる法的地位である。
- (41) この場合に株式取得者が実質的株主となるかは、名義株主が実質的株主であった株式取得者が有効に株式を取得したか、名義株主が実質的株主でなかったとして株式取得者が株券を善意取得(会131条2項)したかおよび株券喪失後第三者による善意取得があったかに依存する。
- (42) ここで名義株主が実質的株主でない場合とは、名義株主が無権利者であるケースのみならず、名義株主が株式を譲渡して実質的権利を喪失したような(名義書換未了の)ケースも含まれる。
- (43) このうち、11号に基づく請求については、端数株式の合計数に相当する株式の処分が、会社による新株発行ないし自己株式の処分(会132条1項1号ないし3号)に準ずる行為とみることもできよう。神田秀樹編『会社法コンメンタール(5)』(商事法務、2013年)345頁〔山本為三郎〕、弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則』(第3版、商事法務、2021年)148頁参照。また当該株式の取得者は、実質的株主としての地位を原始取得すると解すべきかも知れない。
- (44) なお、9号および11号に基づく請求について以上のように解するのであれば、所在不明株主の株式の処分や端数株式の処理が売却ではなく競売による場合(この場合は5号による請求となる)にも、同様に解すべきことになろう。また、当該株式の売却に際して発行会社が当該株式を買い取った場合(会197条3項、234条4項、235条2項)は、会社法132条1項2号に基づき名義書換をする。
- (45) ただし、上述したように、株式の移転行為自体が無効であるとか移転を証明する資料が偽造されるという可能性はある。
- (46) 10号に基づく名義書換請求の場合は、名義株主の実質的株主としての推定に加えて、株券喪失登録日の翌日から1年の経過という事実株券の善意取得者がいないという推定が働くことになろう。
- (47) 山本・前掲注(3)33頁注(14)参照。
- (48) しかし、仮に名義株主が無権利者である場合には、名義株主を株主として扱った会社に免責は認められないのではなかろうか。山本・前掲注(3)45頁注(54)参照。会社は、会社以外の者からの名義書換請求に応じて名義書換を行ったのではなく、自らの責任において株主名簿の記載等を行ったのであり、当該記載等をするにあたっては被記載者が実質的株主であることを確認する義務があると解されるからである。

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

- (49) 以上の状況は、株券発行会社でも同様であろう。
- (50) 以上のことは、株券発行会社が非株券発行会社になった直後の名義書換についても妥当するであろう。
- (51) 株主名簿の記載等に推定力が認められるとすると、次に問題となるのは、株式の善意取得も認められるかという点である。この点は、本稿の主題ではないが、有価証券としての株券がない以上、会社法上の善意取得（会131条2項）は否定すべきではないかと考える。江頭・前掲注(8)211頁注(8)、北村・前掲注(8)271頁、伊藤・前掲注(30)350頁、大塚・前掲注(30)225頁、志谷・前掲注(8)273頁。株券は株式を表彰する有価証券としてその動的安全性を高度に保証すべきであるのに対し、株券がない状態での取引について同じ程度の動的安全性を確保すべきであるとはいえないからである。しかし他方では、動産の即時取得（民192条）と同程度の動的安全性は確保されるべきであろう。株券不発行会社の株式も譲渡が可能であり、また実際に譲渡されることも想定されるから、平穩・公然かつ善意・無過失という要件の下で権利取得が認められて然るべきである。
- (52) 伊藤靖史教授は、免責力が認められない場合があるとすれば、これらの規定は株主名簿の免責力を前提にするものというよりは、会社の事務処理の便宜を図る規定と説明すべきことになると指摘される。伊藤・前掲注(30)327頁。しかし、事務処理の便宜とはいえ、免責力がないはずの株主名簿上の名義株主に対する通知・催告や配当財産の交付を命じることは、会社が名義株主が無権利者であることに悪意であっても、なおそのような対応をすべきことを意味するのであろうか。会社法126条について、株主名簿の記載自体に権利推定と免責の効力を認める必要があるとの指摘として、鳥山恭一「単元株式、株式譲渡と株主名簿」川村正幸＝布井千博編『新しい会社法制の理論と実務』別冊金融・商事判例（経済法令研究会、2006年）71頁参照。なお、会社法126条1項は「(名義株主の住所)にあてて発すれば足りる」とするから、実質的株主への通知・催告も認めているようにも思われる。
- (53) 株主には株主名簿の閲覧・謄写請求権があるにもかかわらず、それでは不十分であるとして、自己が第三者対抗要件を備えた株主であることを証明する手段として代表取締役の署名・電子証明がある株主名簿記載事項証明書請求権が設けられた趣旨（始関正光『Q&A 平成16年改正会社法 電子公告・株券不発行制度』（商事法務、2005年）118頁参照）からすると、その意義が大きく減じてしまうことになろう。
- (54) もっとも、実質的株主の属性につき共通認識があるような会社では、会社が実質的株主でない名義株主を株主名簿の記載等に従って株主として扱った場合には、悪意・重過失があったといえるケースが十分考えられるから、免責力を認める立

場でもそれほど不都合はないともいえよう。

- (55) 上場会社が上場廃止となった場合には、相当数の株主が存在し、また株式の流通もある程度行われるケースも想定される。久保田・前掲注(11)41頁参照。